

事務連絡
令和5年1月30日

指定障害福祉サービス事業所等設置法人代表者様

愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課長
愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長
愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課長

障害福祉サービス事業者における障がい者の希望を踏まえた適切な支援
の徹底等について

標記について、別添のとおり厚生労働省より事務連絡がありましたので、お知らせします。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第42条においては、指定障害福祉サービス事業者等の責務として、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者等の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならないこと及び障がい者等の人格を尊重し、障がい者等のため忠実にその職務を遂行しなければならないことが定められています。

今般、北海道内の共同生活援助事業所の利用者が不妊処置を受けていた事案について報道がなされ、現在、関係自治体において事実関係の確認が行われている状況ですが、一般論として、事業者が、障害福祉サービス等の利用の条件として避妊処置等を求めることや、利用者に対し避妊処置等を強要することは、当該責務規定に違反するものであり、また、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という法の基本理念を踏まえれば、障がいがあることを理由に子どもを産み育てられないものとして支援することはあってはならないもので、障がい者等の意思及び人格を尊重して、常に障がい者等の立場に立ったサービスの提供に努めていただく必要があります。

障がい者の生活とその子どもの養育を支えるため、貴法人におかれては、下記の点に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

（本人の希望の実現に向けた意思決定支援や必要な支援の提供）

- 1 貴法人が設置する障害福祉サービス事業所や相談支援事業所に対し、本人の生活の希望を丁寧に把握することや本人の自己決定を尊重しつつ意思決定の支援に配慮することについて、改めて周知徹底を図ってください。

また、貴法人が設置する障害福祉サービス事業所や相談支援事業所において、支援方針等について丁寧に検討し、関係機関の連携の下、本人の希望の実現に向けた支援が進められるよう、周知徹底を図るとともに、資源の開発や連携の強化を含めた、地域の支援体制の構築を進めてください。

(障がい福祉と子育て支援や母子保健施策との連携体制の構築)

2 障がい者の在宅生活を支える各種障害福祉サービスに加え、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会（子ども家庭総合支援拠点）、児童相談所、保健所等の母子保健施策等の相談窓口は下記のとおり県ホームページに掲載しています。

障がい者の生活の希望や状況を踏まえ、必要に応じて利用者に案内し、必要な支援が確実にされるよう御協力をお願いします。

なお、相談支援事業者が計画相談支援を実施する際、上記に掲げる関係機関等と連携してサービス等利用計画を作成した場合に医療・保育・教育機関等連携加算を算定することが可能です。

(参考)

○愛媛県ホームページ

(障がい者福祉のしおり（令和4年8月発行）の作成について)

<https://www.pref.ehime.jp/h20700/seisaku/syougaisya-shiori.html>

(障がいのある方のための施設案内)

https://www.pref.ehime.jp/h20700/fukushi/syougai/ken_shi/index.html

(子育て世代包括支援センター)

<https://www.pref.ehime.jp/h25500/kosodatesedaihoukatsu.html>

(要保護児童対策地域協議会・児童相談所)

<https://www.pref.ehime.jp/h20300/ikusei/kosodate/soudan/index.html>

(保健所)

<https://www.pref.ehime.jp/h25115/kanjyo/hokenjo.html>

(子どもの養育を支えるための支援等)

3 障害福祉サービスの利用者が妊娠し、各種支援が必要な場合においては、関係者による個別ケース検討会議等を開催するなどにより、その支援方策を丁寧に検討し、県や市町の障がい福祉部局、母子保健部局及び児童福祉部局との連携の下、障害福祉サービス、相談支援、母子保健や子育て支援施策等を最大限活用し、障がい者やその子どもの養育を支えるための必要な支援を行う必要がありますので、貴法人におかれましても御協力をお願いします。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、養育支援訪問事業等の子ども・子育て支援事業(※)や各種子育て支援施策については、下記のとおり厚生労働省及び県ホームページに掲載していますので御確認ください。

(※)利用可能な支援施策については利用者の居住地の市町のホームページ等でご確認ください。

(参考)

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/index.html

○愛媛県子育て支援課「きらきらナビ」ホームページ

<https://www.ehime-kirakira.com/gyousei/list/>